

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則
(平成17年佐賀県規則第11号)

第一章 総則(第一条 第三条)
第二章 不当な取引行為(第四条 第九条)
第三章 佐賀県消費者被害救済委員会(第十条 第十七条)
第四章 消費者訴訟費用の貸付け(第十八条 第三十条)
第五章 佐賀県消費生活審議会(第三十一条 第三十五条)
第六章 調査、勧告、公表等(第三十六条 第四十六条)
第七章 雑則(第四十七条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例(平成十七年佐賀県条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例に基づく措置の申出の手続)

第三条 条例第十条第一項の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称
- 二 申出人の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- 三 申出の趣旨及び求める措置の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、参考となる事項

第二章 不当な取引行為

(条例第二十二條第一号の不当な取引行為)

第四条 条例第二十二條第一号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 商品等の契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにせず、又は当該勧誘以外のことが主要な目的であるかのよう^にに告げて、若しくはそのような広告宣伝等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 商品等の種類、性能若しくは品質、効能若しくは効果、商標若しくは製造者名、販売数量又は必要数量、商品の販売価格又はサービスの対価、商品の代金又はサービスの対価の支払いの時期及び方法、商品の引渡時期又はサービスの提供時期、契約の申込みの撤回等に関する事項その他の取引に関する重要な情報であって、事業者が保有し、又は保有し得るものを故意に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 商品等の種類、性能若しくは品質、効能若しくは効果、商標若しくは製造者名、販売数量又は必要数量、商品の販売価格又はサービスの対価、商品の代金又はサービスの対価の支払いの時期及び方法、商品の引渡時期又はサービスの提供時期、契約の申込みの撤回等に関する事項、消費者が当該契約の締結を必要とする事情に関する事項その他の消費者が契約締結の意思を形成する上で重要な事項について、事実と異なることを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 次に掲げる方法により、消費者に対して誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

イ 商品等の性能又は品質、効能又は効果、商品の販売価格又はサービスの対価、商品の代金又はサービスの対価の支払いの時期及び方法、商品の引渡時期又はサービスの提供時期その他の取引条件が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利であると説明すること。

ロ 商品等の商標に、他の事業者の商品等と同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい商標を用いること。

ハ 商品等の購入又は利用が法令等により義務付けられているかのように説明すること。

ニ 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等の関係者であるかのように説明し、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等による許可、認可、後援その他の関与があるかのように説明すること。

ホ 氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地等の自らを特定する情報を偽ること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、消費者が契約締結の意思を形成する上で重要な事項について、誤信を招く情報を提供すること。

五 商品等に関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第二十二條第二号の不当な取引行為)

第五条 条例第二十二條第二号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり、かつ、反復して、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、訪問し、又は電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法

(以下「電話等」という。)を用いて連絡して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 道路その他の公共の場所において、消費者を呼び止め、又は消費者の進路に立ちふさがり、消費者の意に反して執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は事務所、事業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を与えることなく、一方的に、かつ、反復して、電話等、郵便、信書便又は電報を用いて連絡して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受け、又は定期預金、生命保険等の解約をして資金を調達することを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

六 消費者がその取引に関して知識、経験等が不足し、又は消費者の判断力が不十分であることに乗じて、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

七 消費者が従前に関わった取引についての当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、過去の不利益を回復し、害悪を受けることを予防し、現在被っている不利益の拡大を防止すること等ができるかのように告げることにより、消費者の窮状や不安心理につけ込んで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

八 消費者又はその親族等の健康又は将来の不安その他の生活上の不安をことさらにおおる等の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

九 商品等を販売する目的で、親切を装う行為、無償による検査の実施又は商品等の提供により、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十 その販売が主たる目的ではない商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供することにより、消費者を合理的な判断ができない状態に陥れて、商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十一 消費者が購入する意思を表示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第二十二号第三号の不当な取引行為)

第六条 条例第二十二号第三号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 消費者の契約の申込みの撤回等ができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。

二 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。

三 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは商品等の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は商品等の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。

四 第三者によって、クレジットカード、会員証、パスワード等商品等を購入する際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること。

五 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定めることその他の当該契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。

六 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。

七 消費者にとって、不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって提供される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。

八 商品等の購入に伴って消費者に供与される信用が当該消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させること。

九 契約に係る書面に、消費者が購入の意思表示をした商品等の名称、型式、数量その他の事項と異なる事項を記載し、又は消費者が表示した年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をし、若しくは消費者に虚偽の記載をさせることにより、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

十 前各号に定めるもののほか、消費者の権利を不当に制限し、又は消費者の義務を不当に加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させること。

(条例第二十二号第四号の不当な取引行為)

第七条 条例第二十二号第四号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 消費者又はその保証人その他の法律上支払義務のある者(以下この条及び第九条第四号において「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に、若しくは消費者が正常な判断をすることが困難

な状態のときに、訪問し、若しくは電話等を用いて連絡して、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

二 消費者等の親族その他の関係人であって法律上支払義務のないものに、正当な理由なく訪問し、又は電話等、郵便、信書便若しくは電報を用いて連絡して、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせること。

三 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受け、又は定期預金、生命保険等の解約をすることにより消費者等に金銭を調達させ、契約に基づく債務の履行をさせること。

四 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の親族その他の関係人へ通知し、又は当該情報を流布する旨の言動その他の心理的圧迫を与えて、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

五 契約の成立又は有効性について消費者等が争う相当な理由があるにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

六 事業者の氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地等自らを特定する情報又は請求の根拠について明らかにせず、又は偽ったまま、消費者等に対して、強引に、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(条例第二十二條第七号の不当な取引行為)

第八條 条例第二十二條第七号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は恫喝、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

二 消費者の自発的意思を待つことなく商品等を使用させ、又は商品等の全部若しくは一部を消費させて、クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

三 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料その他の法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

四 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

五 形式的には独立した複数の契約であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれかが履行されるだけでは当該契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合に、消費者からの正当な根拠に基づく当該契約の申込みの撤回等に際し、当該契約のいずれかの

みを解除し、取り消し、又は無効とし、残りの契約の成立又は存続を強要すること。

六 継続的に商品等を提供する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して、契約の存続を強要すること。

七 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回等に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して、契約の成立又は存続を強要すること。

八 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他の契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又はいたずらに遅延させること。

2 前項第一号から第四号まで及び第八号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。

一 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

二 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項及び第三十条の二の三第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

三 前二号に掲げる法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で、前二号に掲げる権利に類するもの

(条例第二十二條第八号の不当な取引行為)

第九條 条例第二十二條第八号に該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務に関し、重要な情報を故意に提供せず、事実と異なることを告げ、又は誤信を招く情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

二 与信が消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

三 販売業者等(商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。次号において同じ。)の行為が、第四条から第六条までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

四 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由を

もって消費者等が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく訪問し、又は電話等、郵便、信書便若しくは電報を用いて連絡して、消費者等に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

第三章 佐賀県消費者被害救済委員会

(会長等)

第十条 佐賀県消費者被害救済委員会(以下「被害救済委員会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、被害救済委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第十一条 被害救済委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 被害救済委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 被害救済委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十二条 会長は、被害救済委員会の事務を分掌させるために部会を設置し、当該部会の決定をもって被害救済委員会の決定とすることができる。

- 2 部会は、会長の指名する三名以上の委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「被害救済委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(あっせん等の開始の通知)

第十三条 被害救済委員会は、あっせん等を開始しようとするときは、当事者に対し、その旨を通知するものとする。

(調停案の受諾の勧告)

第十四条 被害救済委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認めるときは、調停案を作成し、当該当事者に対し、期限を定めて、その受諾を勧告するものとする。

(あっせん等の打ち切り)

第十五条 被害救済委員会は、前条の規定による勧告を行った場合において、指定された期限までに当事者から受諾しない旨の申し出があったとき、又は受諾する旨の申し出がなかったときは、当該当事者間のあっせん等を打ち切るものとする。

- 2 被害救済委員会は、前項の規定によりあっせん等を打ち切ったときは、当事者に対し、その旨を通知するものとする。

(庶務)

第十六条 被害救済委員会の庶務は、くらし環境本部において処理

する。

(会長への委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、被害救済委員会の運営に関し必要な事項は、会長が被害救済委員会に諮って定める。

第四章 消費者訴訟費用の貸付け

(貸付けの対象者)

第十八条 条例第三十六条に規定する訴訟(以下「消費者訴訟」という。)に要する資金の貸付けは、当該貸付けの申請の日前三月以上引き続き県内に住所を有する消費者に対し行うものとする。

(貸付けの対象となる費用等)

第十九条 条例第三十六条の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の額は、次の各号に掲げる貸付けの範囲の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 裁判手続費用 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二章の規定により裁判所に納める額を限度として、知事が相当と認める額
- 二 弁護士費用又は司法書士費用 弁護士又は司法書士(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第六号に規定する業務に従事する場合における同条第二項に規定する司法書士に限る。)に支払う報酬等について、その支払額を限度として、知事が相当と認める額
- 三 その他訴訟に要する費用 書証作成費用、通信連絡費用等訴訟遂行上必要な費用のうち、その支払額を限度として、知事が相当と認める額
- 四 権利の保全に要する費用 裁判所が決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法(昭和四十一年法律第一百十一号)の規定による手数料及び費用の額を限度として、知事が相当と認める額
- 五 強制執行に要する費用 裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法の規定による手数料及び費用の額を限度として、知事が相当と認める額

2 貸付金は、無利子とする。

(連帯保証人)

第二十条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、県内に住所を有し、弁済資力を有する者を連帯保証人として立てなければならない。

(貸付けの申請)

第二十一条 貸付申請者は、消費者訴訟資金貸付申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 貸付申請者及び連帯保証人の住民票及び印鑑証明書
- 二 被害概要書(様式第二号)

三 消費者訴訟費用支払予定額調書（様式第三号）

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類（貸付けの決定）

第二十二條 知事は、前条の消費者訴訟資金貸付申請書の提出があったときは、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、その旨を消費者訴訟資金貸付決定通知書（様式第四号）又は消費者訴訟資金貸付不承認通知書（様式第五号）により貸付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付けの決定をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

（貸付決定の取消し）

第二十三條 知事は、前条第一項の規定による貸付けの決定通知を受けた者が、偽りの申請その他の不正な手段によって貸付けの決定を受けたときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、消費者訴訟資金貸付決定取消通知書（様式第六号）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（資金の交付）

第二十四條 第二十二條の規定による貸付けの決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から十四日以内に消費者訴訟資金借用証書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金借用証書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

（追加貸付け）

第二十五條 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が、上訴その他やむを得ない理由により既に貸付けを受けた貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、消費者訴訟資金追加貸付申請書（様式第八号）に、消費者訴訟費用収支精算書（様式第九号）及び消費者訴訟費用支払予定額調書を添えて知事に提出しなければならない。

3 前三條の規定は、第一項の規定による追加の貸付けについて準用する。

（貸付金の償還期限及び方法）

第二十六條 貸付金の償還期限は、当該消費者訴訟が終了した日の翌日から起算して六月を経過した日とする。

2 借受者は、前項の償還期限内に貸付金の全額を一括して償還するものとする。

3 知事は、借受者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、連帯保証人に請求することが適当でないと認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる。この場合において、知事が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、貸付金を分割し

て償還させることができる。

一 借受者が災害等により一時資力を失ったとき。

二 借受者が感染症のため交通を制限され、又は遮断されたとき。

三 借受者が当該消費者訴訟に係る結果に基づき弁済を受けようとする額の支払期日が、前条の規定による償還期限後であるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

4 借受者が、前項の規定により償還をしようとするときは、消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還申請書（様式第十号）に、その理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還申請書の提出があったときは、償還期限の延長の可否及び分割償還の可否（分割償還の申請が行われた場合に限り。）並びに延長する償還期限及び分割回数等（分割償還の申請が行われた場合に限り。）を決定し、その旨を消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還決定通知書（様式第十一号）又は消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還不承認通知書（様式第十二号）により当該借受者に通知するものとする。

（償還の免除）

第二十七條 条例第三十七條第二項の規定により貸付金の全部又は一部の償還を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、免除することができる額は、知事が相当と認める額とする。

一 借受者が当該消費者訴訟に係る結果に基づき受けるべき金銭等がないとき。

二 借受者が当該消費者訴訟に係る結果に基づき弁済を受けた額が、貸付金の額に満たなかったとき。

三 借受者が当該消費者訴訟を提起し、又は応訴したことにより、以後の消費者苦情の処理において有効に働く有意義な結果が得られた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合

2 貸付金の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟資金償還免除申請書（様式第十三号）に、消費者訴訟費用収支精算書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金償還免除申請書の提出があったときは、貸付金の償還の免除の可否及び償還を免除する額を決定し、その旨を消費者訴訟資金償還免除決定通知書（様式第十四号）又は消費者訴訟資金償還免除不承認通知書（様式第十五号）により借受者に通知するものとする。

(即時償還)

第二十八条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、貸付金の全部又は一部を償還するよう命ずるものとする。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。
 - 二 申請書への虚偽の記載その他の不正の手段によって貸付金の交付を受けたとき。
 - 三 訴えを取り下げたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則に違反し、又は知事の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により貸付金の全部又は一部の即時償還を命ずる場合は、消費者訴訟資金即時償還請求書(様式第十六号)により行うものとする。

(延滞利息)

第二十九条 知事は、借受者が償還期限内に償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞した金額につき年十・七五パーセントの割合をもって、償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じて計算した延滞利息を徴収する。ただし、当該償還すべき日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(届出)

第三十条 借受者(第七号に掲げる場合にあっては、当該消費者訴訟を承継する者)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その事実を明らかにする書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 訴えを提起したとき。
 - 二 消費者訴訟について、請求の趣旨を変更したとき。
 - 三 強制執行が終了したとき。
 - 四 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名の変更があったとき。
 - 五 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。
 - 六 消費者訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地又は代表者の変更があったとき。
 - 七 消費者訴訟の承継があったとき。
- 2 借受者又は訴訟代理人は、当該消費者訴訟に係る裁判があったときは、その都度速やかに、消費者訴訟経過報告書(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。
- 3 借受者又は訴訟代理人は、当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに、消費者訴訟結果報告書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

第五章 佐賀県消費生活審議会

(審議会の会長等)

第三十一条 佐賀県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三十二条 審議会は、会長が召集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第三十三条 審議会は、専門的事項を分掌させるために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第三十一条第三項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第三十一条第三項中「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第三十四条 審議会の庶務は、くらし環境本部において処理する。

(会長への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第六章 調査、勧告、公表等

(身分証明書)

第三十六条 条例第四十二条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第十九号によるものとする。

(公表)

第三十七条 条例第四十四条第一項及び第二項の規定による公表は、県の広報媒体に掲載する方法その他広く県民に周知する方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与の方式)

第三十八条 条例第四十五条第一項の規定による意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)の付与の方式は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出してするものとする。

- 2 事業者又は事業者団体は、意見陳述をするときは、証拠書類等

を提出することができる。

(意見陳述の機会の付与の通知)

第三十九条 知事は、意見陳述の機会を与えるときは、意見書、証拠書類等の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前の日までに、当該勧告又は公表に係る事業者又は事業者団体に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される勧告又は公表の内容
 - 二 勧告又は公表の原因となる事実
 - 三 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 2 知事は、勧告又は公表に係る事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名又は名称、同項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を佐賀県庁の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第四十条 前条第一項の通知を受けた者(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第四十一条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書、証拠書類等の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書、証拠書類等の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

(口頭による意見陳述の聴取)

第四十二条 口頭による意見陳述の機会を与えたときは、知事の指名する職員は、意見を録取しなければならない。

(意見陳述調書)

第四十三条 前条の規定により意見陳述を録取する者(以下「意見録取者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成し、これに記名押印しなければなら

ない。

- 一 意見陳述の件名
 - 二 意見陳述の日時及び場所
 - 三 意見録取者の職名及び氏名
 - 四 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
 - 五 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
 - 六 証拠書類等が提出されたときは、その標目
 - 七 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

(意見陳述の要旨の確認等)

第四十四条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、第四十三条第一項第五号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、署名押印を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。

(意見陳述調書の提出)

第四十五条 意見録取者は、前条に規定する手続の終了後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等)

第四十六条 知事は、正当な理由なく、第三十九条第一項の提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。

第七章 雑則

(補則)

第四十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。